

愛媛県新エネルギー導入促進協議会水素エネルギー部会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、愛媛県新エネルギー導入促進協議会（以下「協議会」という。）設置要綱第7条により設置する水素エネルギー部会（以下「水素部会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 水素部会は、本県における水素社会実現に向け、関係機関・企業が連携して、相互協力・支援策の検討、会員間の情報交換及び連絡調整を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 水素部会は、前条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水素エネルギーの導入促進のための普及啓発に関すること。
- (2) 水素エネルギーの導入促進のための情報の収集、提供に関すること。
- (3) 水素エネルギーの導入促進のための関係機関・企業の連絡調整に関すること。
- (4) その他、水素エネルギーの導入促進に関すること。

(会員)

第4条 水素部会は、協議会会員のうち、希望するものから構成する。

(部会長)

第5条 水素部会に部会長1名を置き、部会長は愛媛県県民環境部環境・ゼロカーボン推進課長とする。

- 2 部会長に事故があるとき又は不在の時は、あらかじめ会長が指名する者が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 水素部会は必要に応じて部会長が招集し、会議の議長は部会長又は部会長が指名した者をもって充てる。

- 2 部会長は必要があると認めるときは、会員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 水素部会の事務局は愛媛県県民環境部環境局環境・ゼロカーボン推進課に置き、事務局は部会の運営に関する庶務を行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、水素部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。